第 759 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1997年) 平成9年 2月 5日 水曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町３－１－１０ Tel:06-209-7678
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

♤出向してきた役員と過大役員報酬

Ｑ：当社は近々、親会社からの出向者を受け入れる予定なのですが、出向者の中には、役員として迎える人も数名います。

ところで、役員報酬の総額は株主総会により決っており、その総額を超えて支給した場合には、過大役員報酬として損金に算入されないようですが、出向してきた役員の報酬も株主総会で定められている総額に含めるのでしょうか。

Ａ：出向してきた役員の報酬も含めます。

【解説】

役員報酬の額が不相当に高額であるかどうかを判定する場合の形式基準を超える金額については、出向の場合の特例的な規定や取扱いは特に定められていません。

したがって、出向役員に支給する報酬の額を含めた全体の役員報酬の額が株主総会で定められた役員報酬の総額を超える限りその超える額は過大役員報酬として、損金の額に算入されないことになります。

もし、出向役員に支給する報酬を含めると、株主総会で定められている総額を超えることになるのであれば、株主総会を開催して役員報酬の総額を増額しておく必要があるでしょう。

なお、支給した役員報酬の額が過大役員報酬に該当するかどうかについては、その報酬を出向元法人で支給することとしている、いわゆる間接支給の場合も、直接支給の場合と同様に計算することになります。